

○点数切符の様式並びに告知及び点数切符作成要領の制定について（例規通達）

昭和60年8月30日群本例規第13号（交指・免）警察本部長

改正

昭和61年10月群本例規第19号（交指・免）
昭和62年4月群本例規第11号（交指）
平成4年7月群本例規第23号（交指）
平成6年3月群本例規第9号（務）
平成6年11月群本例規第44号（交指）
平成8年8月群本例規第15号（交指）
平成12年3月群本例規第13号（交指）
平成12年11月群本例規第35号（交指）
平成14年5月群本例規第29号（交指）
平成16年10月群本例規第45号（交指）
平成19年7月群本例規第21号（交指）
平成20年6月群本例規第19号（交指）
平成21年6月群本例規第26号（交指）
平成23年2月群本例規第5号（総企）
平成29年3月群本例規第4号（交企）

道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により点数のみを付する違反が増設されたことに伴い、次のとおり点数切符の作成要領を定めて、昭和60年9月1日（原動機付自転車及び40キロメートル毎時未満の最高速度が指定されている道路の区間における自動二輪車のヘルメット着用義務違反に係るものについては、昭和61年7月5日）から実施することとしたので、部下職員に対する教養を徹底し、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、乗車用ヘルメット着用義務違反の自動二輪車の指導取締りについて（昭和50年5月30日付、群交指第349号、群交企第269号、群免第408号、群交規第244号）は、昭和60年8月31日をもって廃止する。

記

点数切符の様式並びに告知及び点数切符作成要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法及び道路交通法施行令（以下「施行令」という。）に基づき、点数のみを付する違反に係る行為の処理手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 点数切符の様式、構成等

- 1 点数切符は、「告知票」、「報告票」及び「取締り原票」の3枚1組で構成し、それぞれの様式は、別記様式第1のとおりとする。
- 2 点数切符には、1組ごとに同番号を付し、組ごとに通し番号を印刷するものとする。
- 3 点数切符の1つづりは、10組とする。

第3 点数切符の適用範囲

- 1 適用地域
県下全域及び協定区域とする。
- 2 適用違反
道路交通法違反事件のうち、次の違反について適用する。
 - (1) 乗車用ヘルメット着用義務違反
 - (2) 座席ベルト装着義務違反
 - (3) 幼児用補助装置使用義務違反

第4 点数切符取扱責任者の指定等

- 1 交通機動隊長・高速道路交通警察隊長及び警察署長は、点数切符に係る事務処理の適正を期するため、小隊長又は交通係長（無配置のところにあつては分隊長又は主任）を点数切符事務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）に指定しておかなければならない。

2 取扱責任者は、点数切符の保管及び受払い並びに関係書類の点検等を確実に行わなければならない。

第5 点数切符の受払い等

警察官は、点数切符の受払い及び取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1 受払いは、取扱責任者を通じて行い、その都度点数切符受払簿（別記様式第2）に記載してその状況を明確にしておくこと。

2 取扱いに当たっては、紛失、汚損等がないように配慮すること。

3 保管に当たっては、施錠のできる場所に保管すること。

第6 点数切符による違反事実の告知要領

1 告知の方法

警察官は、点数切符適用の違反行為をした者（以下「違反者」という。）を現認又は認知した場合は、点数切符を作成して違反者に告知票を交付しなければならない。ただし、違反者が告知票の受領を拒否した場合は、当該違反行為に基礎点数が付される旨を口頭で告知すること。

2 違反行為が競合する場合の取扱い

(1) 点数切符の対象となる違反行為をした者が同時に酒気帯び運転（呼気中のアルコール濃度が0.15mg/l以上0.25mg/l未満の場合に限る。）又は基礎点数が付されない違反である泥はね運転、公安委員会遵守事項違反、運行記録計不備、警音器使用制限違反若しくは免許証不携帯をした場合は、交通（反則）切符とは別に点数切符を作成し、点数切符の対象となる違反行為をした者に告知票を交付すること。

(2) 点数切符の対象となる違反行為をした者が同時に基礎点数が付される他の違反行為（酒気帯び運転については、呼気中のアルコール濃度が0.25mg/l以上の場合に限る。）をした場合は、点数切符の対象となる違反行為については点数切符による告知を行わず、警告指導にとどめること。

(3) 点数切符の対象となる複数の違反行為を同時にした場合は、いずれか一つの違反行為について点数切符を作成し、違反者に告知票を交付すること。

第7 点数切符の作成要領

点数切符の作成要領は、交通（反則）切符等の様式、記載要領及び検挙（告知）・通告要領の制定について（昭和46年群本例規第31号）の別添2の第2「交通反則告知書等の記載要領」の例によるほか、別添「点数切符作成要領」による。

第8 点数切符の補正要領

点数切符に誤記があつた場合は、作成者又は取扱責任者が補正票により補正し、警察官印欄に押印すること。

第9 報告票及び取締り原票等の処理要領

1 告知警察官の措置

告知警察官は、報告票及び取締り原票をとりまとめ、速やかに所属長に報告しなければならない。ただし、告知票を受領拒否した場合は、同票を添付のうえ報告すること。

2 所属長の措置

(1) 所属長は、告知警察官から報告を受けたときは、その内容を点検し、報告票は所属の控えとし、取締り原票のうち運転管理課に送付することが相当であると認めるものについては、関係書類とともに速やかに運転管理課に送付すること。ただし、行政処分登録することが適切でないと思われる場合は、その状況を明確にして報告票及び取締り原票を所属に保管するものとする。

第10 その他

所属においては、報告票を5年間保存すること。

別記様式及び別添省略